

第1編 総則

頁	改正案	現行								
1-11	3 指定公共機関の役割 <table><tr><th>機 関 名</th><th>業 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td>独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所</td><td>(略)</td></tr></table> (略)	機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱	独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所	(略)	3 指定公共機関の役割 <table><tr><th>機 関 名</th><th>業 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td>独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所</td><td>(略)</td></tr></table> (略)	機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱	独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所	(略)
機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱									
独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所	(略)									
機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱									
独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所	(略)									
1-15	第2節 防災体制 【災害対策本部の本部員及び組織】 The organizational chart for the Disaster Response Headquarters (改正案) shows a hierarchical structure. At the top is the '市民生活部', which oversees the '総務班', '被災者対策班', and '生活班'. The '総務班' oversees '危機管理課、交通対策課'. The '被災者対策班' oversees '市民課、南河原支所'. The '生活班' oversees '地域活動推進課'. Below this is the '総合政策部', which oversees the '企画班', '秘書・渉外班', '財政班', '管財・輸送班', and '広報広聴班'. The '企画班' oversees '企画政策課'. The '秘書・渉外班' oversees '秘書課'. The '財政班' oversees '財政課'. The '管財・輸送班' oversees '財産管理課、情報政策課'. The '広報広聴班' oversees '広報広聴課'. Below this is the '総務部', which oversees the '文書班', '人事給与班', and '被害調査班'. The '文書班' oversees '総務課、選挙管理委員会'. The '人事給与班' oversees '人事課'. The '被害調査班' oversees '総務課、税務課、収納課、人権・男女共同参画推進課、地域交流センター、南河原隣保館、男女共同参画推進センター'. Below this is the '物資班', which oversees '税務課、収納課'. The '契約班' oversees '契約検査課'. Below this is the '環境経済部', which oversees the '防疫班', '廃棄物処理班', '商工対策班', and '農業対策班'. The '防疫班' oversees '環境課、環境センター'. The '廃棄物処理班' oversees '環境課、粗大ごみ処理場'. The '商工対策班' oversees '商工観光課'. The '農業対策班' oversees '農政課、農業委員会'. Below this is the '健康福祉部', which oversees the '避難支援班' and '救護保健班'. The '避難支援班' oversees '福祉課、子ども未来課、こども家庭センター、高齢者福祉課、地域共生社会推進課、健康課、長野保育園、持田保育園、南河原保育園'. The '救護保健班' oversees 'こども家庭センター、健康課'.	第2節 防災体制 【災害対策本部の本部員及び組織】 The organizational chart for the Disaster Response Headquarters (現行) shows a hierarchical structure. At the top is the '市民生活部', which oversees the '総務班', '被災者対策班', and '生活班'. The '総務班' oversees '危機管理課、交通対策課'. The '被災者対策班' oversees '市民課、南河原支所'. The '生活班' oversees '地域活動推進課、男女共同参画推進センター'. Below this is the '総合政策部', which oversees the '企画班', '秘書・渉外班', '財政班', '管財・輸送班', and '広報広聴班'. The '企画班' oversees '企画政策課'. The '秘書・渉外班' oversees '秘書課'. The '財政班' oversees '財政課'. The '管財・輸送班' oversees '財産管理課、情報政策課'. The '広報広聴班' oversees '広報広聴課'. Below this is the '総務部', which oversees the '文書班', '人事給与班', and '被害調査班'. The '文書班' oversees '総務課、選挙管理委員会'. The '人事給与班' oversees '人事課'. The '被害調査班' oversees '税務課、人権推進課、総務課、地域交流センター、南河原隣保館'. Below this is the '物資班', which oversees '税務課'. The '契約班' oversees '契約検査課'. Below this is the '環境経済部', which oversees the '防疫班', '廃棄物処理班', '商工対策班', and '農業対策班'. The '防疫班' oversees '環境課、環境センター'. The '廃棄物処理班' oversees '環境課、粗大ごみ処理場'. The '商工対策班' oversees '商工観光課'. The '農業対策班' oversees '農政課、農業委員会'. Below this is the '健康福祉部', which oversees the '避難支援班' and '救護保健班'. The '避難支援班' oversees '福祉課、保険年金課、地域共生社会推進室、高齢者福祉課、子ども未来課、持田保育園、長野保育園、南河原保育園'. The '救護保健班' oversees '健康づくり課'.								

都市整備部↵

都市施設対策班↵

住宅応急対策班↵

下水道処理班↵

給水班↵

水道施設対策班↵

建設部↵

土木対策班↵

公有建築物対策班↵

消防本部↵

消防本部↵

学校教育部↵

学校対策班↵

生涯学習部↵

教育施設班↵

協力部↵

協力班↵

都市計画課、企業誘致課↵

建築開発課↵

下水道課、上下水道経営課↵

水道課、上下水道経営課↵

水道課、上下水道経営課↵

管理課、道路治水課↵

営繕課、道路治水課↵

会計課↵

消防総務課、予防課、消防署↵

教育総務課、教育指導課↵

生涯学習課、スポーツ振興課、↵
文化財保護課↵

議会事務局、監査委員事務局、学校給食センタ
ー、教育支援センター、教育文化センター、中
央公民館、図書館、郷土博物館↵

都市整備部↵

都市施設対策班↵

住宅応急対策班↵

下水道処理班↵

給水班↵

水道施設対策班↵

建設部↵

土木対策班↵

公有建築物対策班↵

消防本部↵

消防本部↵

学校教育部↵

学校対策班↵

生涯学習部↵

教育施設班↵

協力部↵

協力班↵

都市計画課、企業誘致課↵

建築開発課↵

下水道課、上下水道経営課↵

水道課、上下水道経営課↵

水道課、上下水道経営課↵

管理課、道路治水課↵

営繕課、道路治水課↵

会計課↵

消防総務課、予防課、消防署↵

教育総務課、教育指導課↵

生涯学習スポーツ課、文化財保
護課↵

議会事務局、監査委員事務局、学
校給食センター、教育支援セン
ター、教育文化センター、中央公
民館、図書館、郷土博物館↵

1－16

【災害対策本部の所掌事務】

部	班	事務分掌
市民生活部	生活班 (地域活動推進課) <u>(削除)</u>	(略)
総務部	被害調査班 (総務課) (税務課) <u>(収納課)</u> <u>(人権・男女共同参画推進課)</u> (地域交流センター) (南河原隣保館) <u>(男女共同参画推進センター)</u>	(略)
	物資班 税務課 <u>(収納課)</u>	(略)
健康福祉部	避難支援班 (福祉課) (子ども未来課) <u>(こども家庭センター)</u>	(略)

1－17

【災害対策本部の所掌事務】

部	班	事務分掌
市民生活部	生活班 (地域活動推進課) <u>(男女共同参画推進センター)</u>	(略)
総務部	被害調査班 (税務課) <u>(人権推進課)</u> (総務課) (地域交流センター) (南河原隣保館)	(略)
	物資班 (税務課)	(略)
健康福祉部	避難支援班 (福祉課) <u>(保険年金課)</u> <u>(地域共生社会推進室)</u> (高齢者福祉課) (子ども未来課)	(略)

1-26

	(高齢者福祉課) <u>(地域共生社会推進課)</u> <u>(健康課)</u> (持田保育園) (長野保育園) (南河原保育園)	
	救護保健班 <u>(こども家庭センター)</u> <u>(健康課)</u>	(略)
生涯学習部	教育施設班 <u>(生涯学習課)</u> <u>(スポーツ振興課)</u> (文化財保護課)	(略)

第3章 防災訓練
(略)

2 図上訓練への参加

(1) 大規模災害時

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」(阪神・淡路大震災発生日)を考慮した適切な日に県庁及び10支部等で図上訓練が実施されている。

市は、当該図上訓練で行われた内容について、市の図上訓練に反映するとともに、職員の防災実務の習熟及び意思決定能力の向上を図る。

(2) 埼玉版FEMA

埼玉県により令和2年度から年6回程度、埼玉版FEMA図上訓練が実施されている。

市は、当該 FEMA 図上訓練で行われた実施内容等について市の図上訓練に反映するとともに、FEMA 図上訓練に努めて参加し、職員の防災実務の習熟及び意思決定能力の向上を図る。

	(持田保育園) (長野保育園) (南河原保育園)	
	救護保健班 <u>(健康づくり課)</u>	(略)
生涯学習部	教育施設班 <u>(生涯スポーツ課)</u> (文化財保護課)	(略)

第3章 防災訓練
(略)

2 図上訓練への参加

大規模災害時

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」(阪神・淡路大震災発生日)を考慮した適切な日に県庁及び10支部等で図上訓練が実施されている。

市は、当該図上訓練で行われた内容について、市の図上訓練に反映するとともに、職員の防災実務の習熟及び意思決定能力の向上を図る。

(追記)

第2編 震災対策編

2-48

第2章 施策ごとの具体的計画
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保
(略)

【対象と連絡先】

区分	対象	通報先	電話番号
道路	国道17号	大宮国道事務所熊谷国道出張所	048—532—3680
	国道125号・県道	行田県土整備事務所	〃 554—5211
河川	利根川	利根川上流河川事務所	0480—52—3952
		〃 川俣出張所	048—563—1992
	荒川	荒川上流河川事務所	049—246—6371
		〃 熊谷出張所	048—522—0612
	福川 星川 忍川	行田県土整備事務所	〃 554—5211
	元荒川	北本県土整備事務所	〃 540—8200
		熊谷県土整備事務所	〃 533—8778
水路	武蔵水路	水資源機構利根導水総合管理所	〃 557—1501

2-112

第6節 医療救護等対策
(略)
第2 予防・事前対策
(略)

b 医療救護班の整備【[健康課](#)、[こども家庭センター](#)】

震災時の医療救護活動が迅速かつ適切に行われるよう、行田市医師会と医療救護班の編成、出動基準等についてあらかじめ協議する。

2-113

(イ) 連絡体制の整備【[健康課](#)、[こども家庭センター](#)】
市は、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの被災状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の備蓄状況、行田市医師会との情報連絡方法など、災害医療に係る総合的な情報収集及び情報伝達が行える連絡体制の整備を図る。
(略)
(エ) 医薬品等の調達体制の整備【危機管理課、[健康課](#)、[こども家庭センター](#)】
市は、定期的に医薬品等の整備、点検等を行い、不足するものについては適宜補充、更新等を行う。
また、市は、医療関係業者、行田市薬剤師会からの医薬品等の調達体制を整備する。

2-118

(エ) 精神科救急医療の確保
市は、被災者向けの医療等に関する相談窓口を[健康課及び福祉課](#)に開設するとともに、必要により指定避難所や被災地への巡回相談等に努める。なお、これらの活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、

現行

2-48

第2章 施策ごとの具体的計画
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保
(略)

【対象と連絡先】

区分	対象	通報先	電話番号
道路	国道17号	大宮国道事務所熊谷国道出張所	048—532—3680
	国道125号・県道	行田県土整備事務所	〃 554—5211
河川	利根川	利根川上流河川事務所	0480—52—3952
		〃 川俣出張所	048—563—1992
	荒川	荒川上流河川事務所	049—246—6371
		〃 熊谷出張所	048—522—0612
	福川 星川 忍川	行田県土整備事務所	〃 554—5211
	元荒川	北本県土整備事務所	〃 540—8200
		熊谷県土整備事務所	〃 533—8778
水路	武蔵水路	水資源機構利根導水総合事業所	〃 557—1501

2-112

第6節 医療救護等対策
(略)
第2 予防・事前対策
(略)

b 医療救護班の整備【[健康づくり課](#)】

震災時の医療救護活動が迅速かつ適切に行われるよう、行田市医師会と医療救護班の編成、出動基準等についてあらかじめ協議する。

2-113

(イ) 連絡体制の整備【[健康づくり課](#)】
市は、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの被災状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の備蓄状況、行田市医師会との情報連絡方法など、災害医療に係る総合的な情報収集及び情報伝達が行える連絡体制の整備を図る。
(略)
(エ) 医薬品等の調達体制の整備【危機管理課、[健康づくり課](#)】
市は、定期的に医薬品等の整備、点検等を行い、不足するものについては適宜補充、更新等を行う。
また、市は、医療関係業者、行田市薬剤師会からの医薬品等の調達体制を整備する。

2-118

(エ) 精神科救急医療の確保
市は、被災者向けの医療等に関する相談窓口を[健康づくり課及び福祉課](#)に開設するとともに、必要により指定避難所や被災地への巡回相談等に努める。なお、これらの活動を通じ、環境の急変等から病状が悪

2－123	緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、精神科医療機関の協力を得ながら、入院のための体制を確保する。また、入院搬送に当たっては専門医の立会いのもと適正な措置をとる。 (ク) 健康調査、健康相談 市は、定期的に指定避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査する。また、必要に応じて指定避難所又は保健センターに健康相談所を設置して、被災者の健康相談を行う。特に、要配慮者に配慮して保健指導及び健康相談を実施する。														
2-163	オ 医薬品等の供給体制の整備【危機管理課、健康課、こども家庭センター】														
2－170	第１０節 物資供給・輸送対策 (略) 【食料、生活必需品の供給等担当班】 <table><tr><th>担当班</th><th>実施内容</th></tr><tr><td>管財・輸送班</td><td>・ 応援協定締結先との連絡調整 ・ 車両の確保並びに備蓄食料及び調達物資の輸送手配</td></tr><tr><td>物資班</td><td>・ 応援協定締結先との連絡調整 ・ 物資集積場所等における仕分け ・ 食料等の確保 ・ 被災者への食料等の輸送及び配給 ・ 炊出しの手配</td></tr><tr><td>総務班</td><td>・ 応援協定締結先との連絡調整 ・ 県への食料及び生活必需品の調達要請</td></tr><tr><td>商工対策班</td><td>・ 応援協定締結先との連絡調整 ・ 生活必需品の調達</td></tr><tr><td>生活班</td><td>・ 被災地域の市民のニーズの把握 ・ 自治会等への協力要請</td></tr><tr><td>避難支援班</td><td>・ 物資集積場所等における仕分け ・ ボランティアの活動調整 ・ 避難所収容者のニーズの把握 ・ 避難所における物資の配布</td></tr></table>	担当班	実施内容	管財・輸送班	・ 応援協定締結先との連絡調整 ・ 車両の確保並びに備蓄食料及び調達物資の輸送手配	物資班	・ 応援協定締結先との連絡調整 ・ 物資集積場所等における仕分け ・ 食料等の確保 ・ 被災者への食料等の輸送及び配給 ・ 炊出しの手配	総務班	・ 応援協定締結先との連絡調整 ・ 県への食料及び生活必需品の調達要請	商工対策班	・ 応援協定締結先との連絡調整 ・ 生活必需品の調達	生活班	・ 被災地域の市民のニーズの把握 ・ 自治会等への協力要請	避難支援班	・ 物資集積場所等における仕分け ・ ボランティアの活動調整 ・ 避難所収容者のニーズの把握 ・ 避難所における物資の配布
担当班	実施内容														
管財・輸送班	・ 応援協定締結先との連絡調整 ・ 車両の確保並びに備蓄食料及び調達物資の輸送手配														
物資班	・ 応援協定締結先との連絡調整 ・ 物資集積場所等における仕分け ・ 食料等の確保 ・ 被災者への食料等の輸送及び配給 ・ 炊出しの手配														
総務班	・ 応援協定締結先との連絡調整 ・ 県への食料及び生活必需品の調達要請														
商工対策班	・ 応援協定締結先との連絡調整 ・ 生活必需品の調達														
生活班	・ 被災地域の市民のニーズの把握 ・ 自治会等への協力要請														
避難支援班	・ 物資集積場所等における仕分け ・ ボランティアの活動調整 ・ 避難所収容者のニーズの把握 ・ 避難所における物資の配布														
2-176	第１１節 市民生活の早期再建 (略) 第２ 予防・事前対策 (略) (ア) 所有者明示に関する普及啓発【危機管理課、健康課、環境課】 市は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、次の措置をとることについて普及啓発を実施する。 所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。														

化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、精神科医療機関の協力を得ながら、入院のための体制を確保する。また、入院搬送に当たっては専門医の立会いのもと適正な措置をとる。

(ク) 健康調査、健康相談

市は、定期的に指定避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査する。また、必要に応じて指定避難所又は健康づくり課に健康相談所を設置して、被災者の健康相談を行う。特に、要配慮者に配慮して保健指導及び健康相談を実施する。

オ 医薬品等の供給体制の整備【危機管理課、健康づくり課】

第10節 物資供給・輸送対策
(略)

【食料、生活必需品の供給等担当班】

担当班	実施内容
管財・輸送班	・ 車両の確保並びに備蓄食料及び調達物資の輸送手配
物資班	・ 物資集積場所等における仕分け ・ 食料等の確保 ・ 被災者への食料等の輸送及び配給 ・ 炊出しの手配
総務班	・ 応援協定締結先との連絡調整 ・ 県への食料及び生活必需品の調達要請
商工対策班	・ 生活必需品の調達
生活班	・ 被災地域の市民のニーズの把握 ・ 自治会等への協力要請
避難支援班	・ 物資集積場所等における仕分け ・ ボランティアの活動調整 ・ 避難所収容者のニーズの把握 ・ 避難所における物資の配布

第11節 市民生活の早期再建
(略)

第2 予防・事前対策
(略)

(ア) 所有者明示に関する普及啓発【危機管理課、健康づくり課、環境課】

市は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、次の措置をとることについて普及啓発を実施する。

所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

2-213

(イ) 災害に備えたしつけに関する普及啓発【危機管理課、健康課、環境課】

通常環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所等において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。

このため、市は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

第5章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置

第1 基本方針

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年6月施行）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定など、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、令和4年9月30日現在で、北海道から千葉県にかけての1道7県の272市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、情報発信に伴う社会的混乱が懸念される。

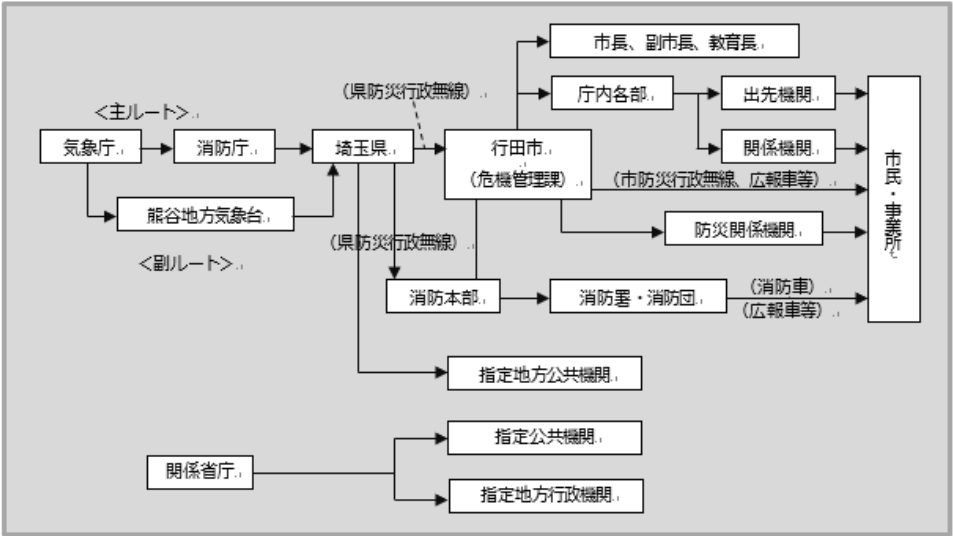
このため、市は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定める。

第2 実施計画

1 北海道・三陸沖後発地震情報の関係機関への伝達

気象庁又は県から北海道・三陸沖後発地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、出先機関に伝達するとともに、防災対策上重要な関係機関、施設、団体等に伝達する。

【北海道・三陸沖後発地震注意情報伝達系統図】



2 市民、企業への呼びかけ

市及び県は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、市民に対して、地震への備えの再

(イ) 災害に備えたしつけに関する普及啓発【危機管理課、健康づくり課、環境課】

通常環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所等において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。

このため、市は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

第5章 火山噴火降灰対策
(追記・変更)

	確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。 また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。 (1) 市民へ呼びかける防災対応の内容 ○日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。 (例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認等 ○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。 (例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備(非常用持出品等)、危険なところにできるだけ近づかない等 (2) 企業等へ呼びかける防災対応の内容 ○地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。 (例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等 3 地震発生後の対応 異常な現象が発生した後に、実際に後発地震が発生した場合は、県、市及び防災関係機関は、「第2編 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。 <u>第6章 火山噴火降灰対策</u> (略)	
--	---	--

第3編 風水害対策編																																																																																																			
頁	改正案	現行																																																																																																	
3－4	第1章 総則 第2節 風水害の想定 (略) 2 内水氾濫による浸水 <u>市は、市民から情報提供があった浸水情報などに基づき、毎年度内水ハザードマップ（浸水実績）を作成している。</u> 市は、指定河川の洪水想定区域外でも、内水氾濫の恐れがある地域や浸水、避難に関する情報の提供に努めるなど、ソフト対策を推進する。	第1章 総則 第2節 風水害の想定 (略) 2 内水氾濫による浸水 <u>市は、平成23年度から令和2年度までに市民から情報提供があった浸水情報などに基づき、内水ハザードマップ（浸水実績）（令和4年1月）を作成している。</u> 市は、指定河川の洪水想定区域外でも、内水氾濫の恐れがある地域や浸水、避難に関する情報の提供に努めるなど、ソフト対策を推進する。																																																																																																	
3－8	第2章 施策ごとの具体的計画 第2節 災害に強いまちづくりの推進 (略) (オ) 忍川【危機管理課、道路治水課、都市計画課、農政課】 市は、県や <u>独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所</u> 等と連携して、次の地域の特性に応じた各種浸水対策事業を推進し、大雨・洪水に強いまちづくりに努める。 また、行田市忍川浸水対策連絡協議会を通じて、地域住民と相互に連携を図り、忍川整備に関する情報の共有を行う。	第2章 施策ごとの具体的計画 第2節 災害に強いまちづくりの推進 (略) (オ) 忍川【危機管理課、道路治水課、都市計画課、農政課】 市は、県や <u>独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所</u> 等と連携して、次の地域の特性に応じた各種浸水対策事業を推進し、大雨・洪水に強いまちづくりに努める。 また、行田市忍川浸水対策連絡協議会を通じて、地域住民と相互に連携を図り、忍川整備に関する情報の共有を行う。																																																																																																	
3-8 3-9	■浸水対策事業 <table><tr><td>1</td><td>向町・緑町・佐間地区 【埼玉県】</td><td>忍川堤防の嵩上げ(右岸)</td><td>・越水防止</td></tr><tr><td>2</td><td>忍川流域地区 【埼玉県】</td><td>忍川の河床掘削 (堆積部分)</td><td>・流下能力の確保</td></tr><tr><td>3</td><td>忍川流域地区 【埼玉県】</td><td>忍川の河川改修 (河道拡幅、調節池)</td><td>・流下能力の増大 ・水位上昇の低減</td></tr><tr><td>4</td><td>忍川流域地区 【水資源機構】</td><td>武蔵水路内への一時貯留 (武蔵水路の制水ゲートの活用)</td><td>・忍川水位上昇の低減</td></tr><tr><td>5</td><td>忍川流域地区 【水資源機構】</td><td>内水排除操作の見直し</td><td>・武蔵水路周辺の浸水被害の軽減</td></tr><tr><td>6</td><td>忍川流域地区 【元荒川上流土地改良区】</td><td>酒巻導水路の玉野用水分水堰及び玉野用水取水樋管の閉扉</td><td>・転倒堰の操作による忍川への流入量抑制 ・忍川水位上昇の低減</td></tr><tr><td>7</td><td>緑町地区 【行田市】</td><td>緑町排水機場 排水ポンプの増設</td><td>・排水能力の増強</td></tr><tr><td>8</td><td>緑町地区 【行田市】</td><td>緑町排水機場 制御盤の嵩上げ</td><td>・浸水の防止 ・安定した排水機能の確保</td></tr><tr><td>9</td><td>緑町地区 【行田市】</td><td>用排水路への逆流防止堰設置</td><td>・忍川や忍沼川からの逆流防止 ・浸水被害の軽減</td></tr><tr><td>10</td><td>藤原町一丁目地区 【行田市】</td><td>マンホール形式ポンプ場の設置</td><td>・排水能力の増強</td></tr><tr><td>11</td><td>押上町地区 【行田市】</td><td>道路の嵩上げ</td><td>・浸水被害の軽減</td></tr><tr><td>12</td><td>西新町地区 【行田市】</td><td>貯留函渠の設置</td><td>・浸水被害の軽減</td></tr></table>	1	向町・緑町・佐間地区 【埼玉県】	忍川堤防の嵩上げ(右岸)	・越水防止	2	忍川流域地区 【埼玉県】	忍川の河床掘削 (堆積部分)	・流下能力の確保	3	忍川流域地区 【埼玉県】	忍川の河川改修 (河道拡幅、調節池)	・流下能力の増大 ・水位上昇の低減	4	忍川流域地区 【水資源機構】	武蔵水路内への一時貯留 (武蔵水路の制水ゲートの活用)	・忍川水位上昇の低減	5	忍川流域地区 【水資源機構】	内水排除操作の見直し	・武蔵水路周辺の浸水被害の軽減	6	忍川流域地区 【元荒川上流土地改良区】	酒巻導水路の玉野用水分水堰及び玉野用水取水樋管の閉扉	・転倒堰の操作による忍川への流入量抑制 ・忍川水位上昇の低減	7	緑町地区 【行田市】	緑町排水機場 排水ポンプの増設	・排水能力の増強	8	緑町地区 【行田市】	緑町排水機場 制御盤の嵩上げ	・浸水の防止 ・安定した排水機能の確保	9	緑町地区 【行田市】	用排水路への逆流防止堰設置	・忍川や忍沼川からの逆流防止 ・浸水被害の軽減	10	藤原町一丁目地区 【行田市】	マンホール形式ポンプ場の設置	・排水能力の増強	11	押上町地区 【行田市】	道路の嵩上げ	・浸水被害の軽減	12	西新町地区 【行田市】	貯留函渠の設置	・浸水被害の軽減	■浸水対策事業 <table><tr><td>1</td><td>向町・緑町・佐間地区 【埼玉県】</td><td>忍川堤防の嵩上げ(右岸)</td><td>・越水防止</td></tr><tr><td>2</td><td>忍川流域地区 【埼玉県】</td><td>忍川の河床掘削 (堆積部分)</td><td>・流下能力の確保</td></tr><tr><td>3</td><td>忍川流域地区 【埼玉県】</td><td>忍川の河川改修 (河道拡幅、調節池)</td><td>・流下能力の増大 ・水位上昇の低減</td></tr><tr><td>4</td><td>忍川流域地区 【水資源機構】</td><td>武蔵水路内への一時貯留 (武蔵水路の制水ゲートの活用)</td><td>・忍川水位上昇の低減</td></tr><tr><td>5</td><td>忍川流域地区 【水資源機構】</td><td>内水排除操作の見直し</td><td>・武蔵水路周辺の浸水被害の軽減</td></tr><tr><td>6</td><td>忍川流域地区 【元荒川上流土地改良区】</td><td>酒巻導水路の玉野用水分水堰及び玉野用水取水樋管の閉扉</td><td>・転倒堰の操作による忍川への流入量抑制 ・忍川水位上昇の低減</td></tr><tr><td>7</td><td>緑町地区 【行田市】</td><td>緑町排水機場 排水ポンプの増設</td><td>・排水能力の増強</td></tr><tr><td>8</td><td>緑町地区 【行田市】</td><td>緑町排水機場 制御盤の嵩上げ</td><td>・浸水の防止 ・安定した排水機能の確保</td></tr><tr><td>9</td><td>緑町地区 【行田市】</td><td>用排水路への逆流防止堰設置</td><td>・忍川や忍沼川からの逆流防止 ・浸水被害の軽減</td></tr><tr><td>10</td><td>藤原町一丁目地区 【行田市】</td><td>マンホール形式ポンプ場の設置</td><td>・排水能力の増強</td></tr><tr><td>11</td><td>押上町地区 【行田市】</td><td>道路の嵩上げ</td><td>・浸水被害の軽減</td></tr><tr><td>12</td><td>西新町地区 【行田市】</td><td>貯留函渠の設置</td><td>・浸水被害の軽減</td></tr></table>		1	向町・緑町・佐間地区 【埼玉県】	忍川堤防の嵩上げ(右岸)	・越水防止	2	忍川流域地区 【埼玉県】	忍川の河床掘削 (堆積部分)	・流下能力の確保	3	忍川流域地区 【埼玉県】	忍川の河川改修 (河道拡幅、調節池)	・流下能力の増大 ・水位上昇の低減	4	忍川流域地区 【水資源機構】	武蔵水路内への一時貯留 (武蔵水路の制水ゲートの活用)	・忍川水位上昇の低減	5	忍川流域地区 【水資源機構】	内水排除操作の見直し	・武蔵水路周辺の浸水被害の軽減	6	忍川流域地区 【元荒川上流土地改良区】	酒巻導水路の玉野用水分水堰及び玉野用水取水樋管の閉扉	・転倒堰の操作による忍川への流入量抑制 ・忍川水位上昇の低減	7	緑町地区 【行田市】	緑町排水機場 排水ポンプの増設	・排水能力の増強	8	緑町地区 【行田市】	緑町排水機場 制御盤の嵩上げ	・浸水の防止 ・安定した排水機能の確保	9	緑町地区 【行田市】	用排水路への逆流防止堰設置	・忍川や忍沼川からの逆流防止 ・浸水被害の軽減	10	藤原町一丁目地区 【行田市】	マンホール形式ポンプ場の設置	・排水能力の増強	11	押上町地区 【行田市】	道路の嵩上げ	・浸水被害の軽減	12	西新町地区 【行田市】	貯留函渠の設置	・浸水被害の軽減
1	向町・緑町・佐間地区 【埼玉県】	忍川堤防の嵩上げ(右岸)	・越水防止																																																																																																
2	忍川流域地区 【埼玉県】	忍川の河床掘削 (堆積部分)	・流下能力の確保																																																																																																
3	忍川流域地区 【埼玉県】	忍川の河川改修 (河道拡幅、調節池)	・流下能力の増大 ・水位上昇の低減																																																																																																
4	忍川流域地区 【水資源機構】	武蔵水路内への一時貯留 (武蔵水路の制水ゲートの活用)	・忍川水位上昇の低減																																																																																																
5	忍川流域地区 【水資源機構】	内水排除操作の見直し	・武蔵水路周辺の浸水被害の軽減																																																																																																
6	忍川流域地区 【元荒川上流土地改良区】	酒巻導水路の玉野用水分水堰及び玉野用水取水樋管の閉扉	・転倒堰の操作による忍川への流入量抑制 ・忍川水位上昇の低減																																																																																																
7	緑町地区 【行田市】	緑町排水機場 排水ポンプの増設	・排水能力の増強																																																																																																
8	緑町地区 【行田市】	緑町排水機場 制御盤の嵩上げ	・浸水の防止 ・安定した排水機能の確保																																																																																																
9	緑町地区 【行田市】	用排水路への逆流防止堰設置	・忍川や忍沼川からの逆流防止 ・浸水被害の軽減																																																																																																
10	藤原町一丁目地区 【行田市】	マンホール形式ポンプ場の設置	・排水能力の増強																																																																																																
11	押上町地区 【行田市】	道路の嵩上げ	・浸水被害の軽減																																																																																																
12	西新町地区 【行田市】	貯留函渠の設置	・浸水被害の軽減																																																																																																
1	向町・緑町・佐間地区 【埼玉県】	忍川堤防の嵩上げ(右岸)	・越水防止																																																																																																
2	忍川流域地区 【埼玉県】	忍川の河床掘削 (堆積部分)	・流下能力の確保																																																																																																
3	忍川流域地区 【埼玉県】	忍川の河川改修 (河道拡幅、調節池)	・流下能力の増大 ・水位上昇の低減																																																																																																
4	忍川流域地区 【水資源機構】	武蔵水路内への一時貯留 (武蔵水路の制水ゲートの活用)	・忍川水位上昇の低減																																																																																																
5	忍川流域地区 【水資源機構】	内水排除操作の見直し	・武蔵水路周辺の浸水被害の軽減																																																																																																
6	忍川流域地区 【元荒川上流土地改良区】	酒巻導水路の玉野用水分水堰及び玉野用水取水樋管の閉扉	・転倒堰の操作による忍川への流入量抑制 ・忍川水位上昇の低減																																																																																																
7	緑町地区 【行田市】	緑町排水機場 排水ポンプの増設	・排水能力の増強																																																																																																
8	緑町地区 【行田市】	緑町排水機場 制御盤の嵩上げ	・浸水の防止 ・安定した排水機能の確保																																																																																																
9	緑町地区 【行田市】	用排水路への逆流防止堰設置	・忍川や忍沼川からの逆流防止 ・浸水被害の軽減																																																																																																
10	藤原町一丁目地区 【行田市】	マンホール形式ポンプ場の設置	・排水能力の増強																																																																																																
11	押上町地区 【行田市】	道路の嵩上げ	・浸水被害の軽減																																																																																																
12	西新町地区 【行田市】	貯留函渠の設置	・浸水被害の軽減																																																																																																

3－11

(イ) 内水ハザードマップの作成【下水道課、道路治水課、危機管理課】
市は、市民から情報提供があった浸水情報などに基づき、毎年度内水ハザードマップ（浸水実績）を作成している。
市は、内水ハザードマップ作成に基づき、内水ハザードマップの刷新に努める。

3－18

第4節 応急対策力の強化
(略)
b 土木対策班
次の災害予防及び災害応急対策に当たる。
○防災関係機関から水害や道路交通等に関する情報の収集及び河川情報センターの端末を利用しての気象情報の把握に努める。
○集中豪雨等から市街地の家屋浸水を防止するため、巡視を行い、河川等の水位の状況、市内の状況を把握する。
○忍川の水位が警戒すべき状況と判断した場合には、元荒川上流土地改良区、行田県土整備事務所、水資源機構利根導水総合管理所と綿密な連絡を取り合うとともに、利根大堰等に関する施設管理規程に基づく、佐間水門から武蔵水路への排水操作を注視する。
○市民からの通報等により、被害の発生を覚知した場合には、直ちにポンプによる排水措置や土のうの積み上げ等の措置をとり、被害の軽減に努める。

3－42

第5節 情報の収集・伝達体制の整備
(略)

【水防関係機関連絡先】

連絡先	電話番号	連絡先	電話番号
(略)			
NTT東日本－関信越災害対策室	048-626-6623	<u>水資源機構利根導水総合管理所</u>	048-557-1501

13

忍川流域地区
【埼玉県・行田市】

14

緑町地区
【行田市】

15

調整区域内圃場
【行田市・多面的機能活動組織】

16

忍地区内
【行田市】

17

佐間地区内
【行田市】

忍川と忍沼川の合流部へ逆流防止堰設置

緑町における調節池の整備(埼玉県が計画している河川整備の効果を確認しつつ検討する)

田んぼダム（水田貯留設備）の整備

校庭貯留（忍小学校）

校庭貯留（南小学校）

・浸水被害の軽減

・忍川からの逆流防止
・浸水被害の軽減

・河川への流出抑制

・浸水被害の軽減

・浸水被害の軽減

13

忍川流域地区
【埼玉県・行田市】

14

緑町地区
【行田市】

15

調整区域内圃場
【行田市・多面的機能活動組織】

忍川と忍沼川の合流部へ逆流防止堰設置

緑町における調節池の整備(埼玉県が計画している河川整備の効果を確認しつつ検討する)

田んぼダム（水田貯留設備）の整備

・浸水被害の軽減

・忍川からの逆流防止
・浸水被害の軽減

・河川への流出抑制

(イ) 内水ハザードマップの作成【下水道課、道路治水課、危機管理課】
市は、平成23年度から令和2年度の10年間に市民から連絡のあった浸水情報に基づき、内水ハザードマップを作成した。
市は、内水ハザードマップ作成に基づき、内水ハザードマップの刷新に努める。

第4節 応急対策力の強化
(略)
b 土木対策班
次の災害予防及び災害応急対策に当たる。
○防災関係機関から水害や道路交通等に関する情報の収集及び河川情報センターの端末を利用しての気象情報の把握に努める。
○集中豪雨等から市街地の家屋浸水を防止するため、巡視を行い、河川等の水位の状況、市内の状況を把握する。
○忍川の水位が警戒すべき状況と判断した場合には、元荒川上流土地改良区、行田県土整備事務所、水資源機構利根導水総合事業所と綿密な連絡を取り合うとともに、利根大堰等に関する施設管理規程に基づく、佐間水門から武蔵水路への排水操作を注視する。
○市民からの通報等により、被害の発生を覚知した場合には、直ちにポンプによる排水措置や土のうの積み上げ等の措置をとり、被害の軽減に努める。

第5節 情報の収集・伝達体制の整備
(略)

【水防関係機関連絡先】

連絡先	電話番号	連絡先	電話番号
(略)			
NTT東日本－関信越災害対策室	048-626-6623	<u>水資源機構利根導水総合事業所</u>	048-557-1501

資料編		
頁	改正案	現行
資料1	1－1 行田市防災会議条例 (昭和38年7月24日) 条 例 第 29 号 改正 昭和41年9月20日条例第29号 平成8年7月17日条例第7号 平成24年3月27日条例第1号 令和4年3月18日条例第4号 昭和57年6月28日条例第19号 平成12年3月27日条例第2号 平成24年9月20日条例第32号 令和6年6月27日条例第27号 (略) (会長及び委員) 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。 2 会長は、市長をもって充てる。 3 会長は、会務を総理する。 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 (2) <u>陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者</u> (3) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 (4) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 (6) 教育長 (7) 消防長及び消防団長 (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 <u>6 前項の委員の定数は37人以内とし、その内訳は別に定める。</u> 7 第5項第7号及び第8号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。 8 前項の委員は、再任されることができる。 (平8条例・平24条例32・令和4条例4・一部改正) (略) (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (行田市水防協議会条例の廃止) 2 行田市水防協議会条例（平成17年条例第84号）は、廃止する。 <u>附 則（令和6年6月27日条例第27号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	1－1 行田市防災会議条例 (昭和38年7月24日) 条 例 第 29 号 改正 昭和41年9月20日条例第29号 平成8年7月17日条例第7号 平成24年3月27日条例第1号 令和4年3月18日条例第4号 昭和57年6月28日条例第19号 平成12年3月27日条例第2号 平成24年9月20日条例第32号 (略) (会長及び委員) 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。 2 会長は、市長をもって充てる。 3 会長は、会務を総理する。 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 (2) 埼玉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 (5) 教育長 (6) 消防長及び消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 <u>6 前項の委員の定数は36人以内とし、その内訳は別に定める。</u> 7 第5項第7号及び第8号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。 8 前項の委員は、再任されることができる。 (平8条例・平24条例32・令和4条例4・一部改正) (略) (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (行田市水防協議会条例の廃止) 2 行田市水防協議会条例（平成17年条例第84号）は、廃止する。

資料 17

資料-21

資料-22

2－1 災害時相互応援協定等一覧

No	協 定 先	協 定 名
(略)		
30	独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所	災害時等における災害対策用機材等の相互融通等に関する協定書
31	社会福祉法人行田市社会福祉協議会	行田市災害ボランティアセンターの設置、運営等に関する協定書
32	焼津市	原子力災害時における焼津市民の県外広域避難に関する協定書

2－2 防災協定締結事業者一覧

No.	機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
(略)		
74	株式会社熊谷青果市場	(1)物資の供給及び物資輸送拠点の提供に関すること。
75	ホテルサンマリノ	(1)災害時における宿泊に関すること。
76	株式会社イートラスト埼玉	(1)電気設備の復旧及び資機材の供給に関すること。
77	行田市旅館組合	(1)災害時における宿泊に関すること。
78	湯本レストラン株式会社	(1)災害時における宿泊に関すること。
79	株式会社サンワックス	(1)レンタル資機材及び役務サービスの提供に関すること。
80	北埼玉ダンボール工業株式会社	(1)物資の供給及び物資輸送拠点の提供に関すること。
81	株式会社イズミ	(1)災害廃棄物の収集、運搬に関すること。
82	エートス協同組合	(1)災害時における車両の移動等に関すること。
83	ユアサマクロス株式会社	(1)災害時におけるレンタル物件の提供に関すること。

2－3 応援協定の締結状況

分野	内 容	件数	協定先
(略)			
物資 (14 件)	生活物資の供給	7	森乳業株式会社、株式会社アサヒコ行田工場、ほくさい農業協同組合、株式会社カインズ、株式会社マミーマート、協同組合熊谷流通センター、生活協同組合コープみらい
	医薬品の供給	1	行田市薬剤師会
	機材の供給	3	株式会社アクティオ行田営業所、リサングス株式会社、 ユアサマクロス株式会社
	地図製品等の供給	1	株式会社ゼンリン
	物資の供給、輸送拠点	2	株式会社熊谷青果市場、北埼玉ダンボール工業
(略)			
相互協力 (23件)	相互応援	1	行田市内郵便局
	相互融通	1	独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所
	埼玉県市町村間の災害時における相	1	県内全市町村

2－1 災害時相互応援協定等一覧

No	協 定 先	協 定 名
(略)		
30	独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所	災害時等における災害対策用機材等の相互融通等に関する協定書
31	社会福祉法人行田市社会福祉協議会	行田市災害ボランティアセンターの設置、運営等に関する協定書

2－2 防災協定締結事業者一覧

No.	機 関 名	業 務 又 は 業 務 の 大 綱
(略)		
72	FM.クマガヤ株式会社	(1)緊急放送の実施協力に関すること。
73	リサングス株式会社	(1)機材の供給に関すること。

2－3 応援協定の締結状況

分野	内 容	件数	協定先
(略)			
物資 (11 件)	生活物資の供給	7	森乳業株式会社、株式会社アサヒコ行田工場、ほくさい農業協同組合、株式会社カインズ、株式会社マミーマート、協同組合熊谷流通センター、生活協同組合コープみらい
	医薬品の供給	1	行田市薬剤師会
	機材の供給	2	株式会社アクティオ行田営業所、リサングス株式会社
	地図製品等の供給	1	株式会社ゼンリン
(略)			
相互協力 (23件)	相互応援	1	行田市内郵便局
	相互融通	1	独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所
	埼玉県市町村間の災害時における相	1	県内全市町村

		互応援					互応援			
		埼玉県市町村間の 消防相互応援	1	県内全市町村			埼玉県市町村間の 消防相互応援	1	県内全市町村	
		消防・救急業務相 互応援	9	鴻巣市、羽生市（2件）、熊谷市、埼玉県央広域事務組合、館林地区 消防組合、埼玉東部消防組合、加須市、埼玉県消防長会第3ブロック 内の消防本部			消防・救急業務相 互応援	9	鴻巣市、羽生市（2件）、熊谷市、埼玉県央広域事務組合、館林地区 消防組合、埼玉東部消防組合、加須市、埼玉県消防長会第3ブロック 内の消防本部	
		災害時における相 互応援	10	三重県桑名市、加須市・羽生市、福島県白河市、吾妻郡草津町、群馬 県桐生市、埼玉県三郷市、山梨県笛吹市、群馬県館林市、長野県山ノ 内町、利根川両岸3市3町（加須市・羽生市・群馬県板倉町・明和町・ 千代田町）			災害時における相 互応援	10	三重県桑名市、加須市・羽生市、福島県白河市、吾妻郡草津町、加須 市、群馬県桐生市、埼玉県三郷市、山梨県笛吹市、群馬県館林市、長 野県山ノ内町、利根川両岸3市3町（加須市・羽生市・群馬県板倉町・ 明和町・千代田町）	
	防災拠点 （22件）	避難場所及び防災 施設の運営	1	埼玉県立さきたま史跡の博物館		防災拠点 （19件）	避難場所及び防災 施設の運営	1	埼玉県立さきたま史跡の博物館	
		避難施設の提供	8	埼玉県立進修館高等学校、埼玉県立行田特別支援学校、埼玉県立総合教 育センター、社会福祉法人ときわ会、 <u>ホテルサンマリノ</u> 、 <u>行田市旅館組 合</u> 、 <u>湯本レストラン株式会社</u>			避難施設の提供	5	埼玉県立進修館高等学校、埼玉県立行田特別支援学校、埼玉県立総合教 育センター、社会福祉法人ときわ会	
		代替施設の使用	1	埼玉県行田警察署			代替施設の使用	1	埼玉県行田警察署	
		福 祉 避 難 所 の 設 置 ・ 運 営	11	社会福災拠点祉法人清幸会、社会福祉法人隼人会まきば園、社会福祉 法人枚方療育園、社会福祉法人瑞穂会、社会医療法人壮幸会、介護老 人保健施設グリーンピア、行田グリーンホーム、行田ケアセンターそ よ風、さつきホーム、社会福祉法人聖徳会見沼園、社会福祉法人聖徳 会行田園			福 祉 避 難 所 の 設 置 ・ 運 営	11	社会福祉法人清幸会、社会福祉法人隼人会まきば園、社会福祉法人枚 方療育園、社会福祉法人瑞穂会、社会医療法人壮幸会、介護老人保健 施設グリーンピア、行田グリーンホーム、行田ケアセンターそよ風、 さつきホーム、社会福祉法人聖徳会見沼園、社会福祉法人聖徳会行田 園	
		災害ボランティア センターの設置・ 運営	1	社会福祉法人行田市社会福祉協議会			災害ボランティア センターの設置・ 運営	1	社会福祉法人行田市社会福祉協議会	
	燃料 （3件）	燃料の供給	2	小沢工業株式会社、埼玉県石油業協同組合行田支部		燃料 （3件）	燃料の供給	2	小沢工業株式会社、埼玉県石油業協同組合行田支部	
		L P ガスの優先供 給	1	一般社団法人埼玉県 L P ガス協会行田支部			L P ガスの優先供 給	1	一般社団法人埼玉県 L P ガス協会行田支部	
	<u>生活環境向上</u> （2件）	仮設トイレ等の供 給	1	行田市清掃協会		<u>仮設トイレ</u> （1件）	仮設トイレ等の供 給	1	行田市清掃協会	
		<u>役務サービスの提 供</u>	1	<u>株式会社サンワックス</u>						
	電力 （3件）	電力復旧	1	東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社		電力 （2件）	電力復旧	1	東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社	
		<u>電気設備等の復旧</u>	2	埼玉県電気工事工業組合、 <u>株式会社イートラスト埼玉</u>			電気設備等の復旧	1	埼玉県電気工事工業組合	
	通信 （1件）	特別公衆電話の設置	1	東日本電信電話株式会社		通信 （1件）	特別公衆電話の設 置	1	東日本電信電話株式会社	
	応急対策活動 （30件）	応急対策業務	3	大野建設株式会社、行田市土木防災協議会、関東建設興業株式会社		応急対策活動 （28件）	応急対策業務	3	大野建設株式会社、行田市土木防災協議会、関東建設興業株式会社	
		医療救護活動等	3	一般社団法人行田市医師会、行田市接骨師会、行田市歯科医師会			医療救護活動等	3	一般社団法人行田市医師会、行田市接骨師会、行田市歯科医師会	
		応急復旧活動	9	小川工業株式会社、サイカン工業株式会社、有限会社鈴和建設、有限			応急復旧活動	9	小川工業株式会社、サイカン工業株式会社、有限会社鈴和建設、有限 会社伊藤建設、株式会社漆原産業、大澤建設株式会社、有限会社協亜 建設、株式会社タナカ、公益社団法人日本下水道管路管理業協会	
							家屋被害認定調査	1	埼玉土地家屋調査士会	

資料-25

			会社伊藤建設、株式会社漆原産業、大澤建設株式会社、有限会社協亜建設、株式会社タナカ、公益社団法人日本下水道管路管理業協会
	家屋被害認定調査	1	埼玉土地家屋調査士会
	遺体の収容安置等	10	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会、アルファクラブ武蔵野株式会社、株式会社ヨコカワ 行田セレモニー、有限会社 尋商、株式会社ダイリン、白蓮社 のぐち、たぞえ葬祭、有限会社 山海物産、サンアイ有限会社、特定非営利活動法人つばき
	災害廃棄物処理	2	行田資源リサイクル協同組合、株式会社イズミ
	無人航空機による協力活動等	1	有限会社羽生モータースクール行田ドローンスクール
	車両移動	1	エートス協同組合
	被災者支援 (3件)	支援金の支給	1
行政書士業務の相談		1	埼玉県行政書士会
司法書士業務の相談		1	埼玉司法書士会
合計数		115	

※静岡県焼津市は受入れのみのため、記載なし

3－1 防災関係機関一覧

(7) 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東日本旅客鉄道株式会社熊谷駅	熊谷市筑波2丁目	048—523—5560
東日本電信電話株式会社埼玉事業部	さいたま市浦和区常盤5丁目8番17号さいたま新常盤ビル	048—626—6160
東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社	熊谷市筑波1丁目113番地	0120—995—007
東京ガス株式会社埼玉支社	さいたま市南区沼影1丁目20番1号	048—862—8651
独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所	行田市大字須加4369番地	048—557—1501
日本赤十字社埼玉県支部	さいたま市浦和区岸町3丁目17番1号	048—789—7117
日本郵便株式会社行田郵便局	行田市行田18番23号	048—556—2001

資料-61

第6 市の防災体制に関する資料

6－1 行田市防災会議委員一覧

委員の別	区 分	機 関 名	職 名
会 長		行 田 市	市 長
1号委員	指 定 地 方 行 政 機 関	関 東 農 政 局 埼 玉 県 拠 点 地 方 参 事 官 室 行 田 労 働 基 準 監 督 署	地 方 参 事 官 署 長
2号委員	陸上自衛隊	陸 上 自 衛 隊 第 3 2 普 通 科 連 隊	重 迫 撃 砲 中 隊 長

	遺体の収容安置等	10	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会、アルファクラブ武蔵野株式会社、株式会社ヨコカワ 行田セレモニー、有限会社 尋商、株式会社ダイリン、白蓮社 のぐち、たぞえ葬祭、有限会社 山海物産、サンアイ有限会社、特定非営利活動法人つばき
	災害廃棄物処理	1	行田資源リサイクル協同組合
	無人航空機による協力活動等	1	有限会社羽生モータースクール行田ドローンスクール
被災者支援 (3件)	支援金の支給	1	埼玉県
	行政書士業務の相談	1	埼玉県行政書士会
	司法書士業務の相談	1	埼玉司法書士会
合計数		105	

3－1 防災関係機関一覧

(7) 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東日本旅客鉄道株式会社熊谷駅	熊谷市筑波2丁目	048—523—5560
東日本電信電話株式会社埼玉事業部	さいたま市浦和区常盤5丁目8番17号さいたま新常盤ビル	048—626—6160
東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社	熊谷市筑波1丁目113番地	0120—995—007
東京ガス株式会社埼玉支社	さいたま市南区沼影1丁目20番1号	048—862—8651
独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所	行田市大字須加4369番地	048—557—1501
日本赤十字社埼玉県支部	さいたま市浦和区岸町3丁目17番1号	048—789—7117
日本郵便株式会社行田郵便局	行田市行田18番23号	048—556—2001

第6 市の防災体制に関する資料

6－1 行田市防災会議委員一覧

委員の別	区 分	機 関 名	職 名
会 長		行 田 市	市 長
1号委員	指 定 地 方 行 政 機 関	関 東 農 政 局 埼 玉 県 拠 点 地 方 参 事 官 室 行 田 労 働 基 準 監 督 署	地 方 参 事 官 署 長

	<u>3号委員</u>	県 の 機 関	埼 玉 県 利 根 地 域 振 興 セ ン タ ー 埼 玉 県 加 須 農 林 振 興 セ ン タ ー 埼 玉 県 加 須 保 健 所 埼 玉 県 行 田 県 土 整 備 事 務 所	所 所 所 所	長 長 長 長
	<u>4号委員</u>	警 察 の 機 関	埼 玉 県 行 田 警 察 署	署	長
	<u>5号委員</u>	市 の 機 関	行 田 市 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	副 市 長 危 機 管 理 監 総 合 政 策 部 長 総 務 部 長 市 民 生 活 部 長 環 境 経 済 部 長 健 康 福 祉 部 長 都 市 整 備 部 長 建 設 部 長	長 長 長 長 長 長 長 長
	<u>6号委員</u>	教 育 機 関	行 田 市 教 育 委 員 会	教 育	長
	<u>7号委員</u>	消 防 機 関	行 田 市 消 防 本 部 行 田 市 消 防 団	消 防 消 防 団	長 長
	<u>8号委員</u>	指 定 公 共 機 関	東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 熊 谷 駅 東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 埼 玉 事 業 部 <u>(独) 水 資 源 機 構 利 根 導 水 総 合 管 理 所</u> 東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド 株 式 会 社 熊 谷 支 社 東 京 ガ ス 株 式 会 社 埼 玉 支 社 日 本 郵 便 株 式 会 社 行 田 郵 便 局	駅 部 所 支 社 支 社 支 社 局	長 長 長 長 長 長 長
		指 定 地 方 公 共 機 関	元 荒 川 上 流 土 地 改 良 区 事 務 所 秩 父 鉄 道 株 式 会 社 朝 日 自 動 車 株 式 会 社 加 須 営 業 所 行 田 市 医 師 会 埼 玉 県 ト ラ ッ ク 協 会 行 田 支 部 埼 玉 県 L P ガ ス 協 会 行 田 支 部	所 運 転 課 所 所 理 支 部 支 部	長 長 長 事 長 部 長 部
	<u>9号委員</u>	学 識 経 験 者	行 田 市 議 会 行 田 市 消 防 団 行 田 市 自 治 会 連 合 会 防 災 部 会 行 田 市 民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 連 合 会 行 田 市 男 女 共 同 参 画 推 進 審 議 会	議 副 団 副 会 委 副 団 副 会 委	長 長 長 長 長 員

<u>2号委員</u>	県 の 機 関	埼 玉 県 利 根 地 域 振 興 セ ン タ ー 埼 玉 県 加 須 農 林 振 興 セ ン タ ー 埼 玉 県 加 須 保 健 所 埼 玉 県 行 田 県 土 整 備 事 務 所	所 所 所 所	長 長 長 長
<u>3号委員</u>	警 察 の 機 関	埼 玉 県 行 田 警 察 署	署	長
<u>4号委員</u>	市 の 機 関	行 田 市 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	副 市 長 危 機 管 理 監 総 合 政 策 部 長 総 務 部 長 市 民 生 活 部 長 環 境 経 済 部 長 健 康 福 祉 部 長 都 市 整 備 部 長 建 設 部 長	長 長 長 長 長 長 長 長
<u>5号委員</u>	教 育 機 関	行 田 市 教 育 委 員 会	教 育	長
<u>6号委員</u>	消 防 機 関	行 田 市 消 防 本 部 行 田 市 消 防 団	消 防 消 防 団	長 長
<u>7号委員</u>	指 定 公 共 機 関	東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 熊 谷 駅 東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 埼 玉 事 業 部 <u>(独) 水 資 源 機 構 利 根 導 水 総 合 事 業 所</u> 東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド 株 式 会 社 熊 谷 支 社 東 京 ガ ス 株 式 会 社 埼 玉 支 社 日 本 郵 便 株 式 会 社 行 田 郵 便 局	駅 部 所 支 社 支 社 支 社 局	長 長 長 長 長 長 長
	指 定 地 方 公 共 機 関	元 荒 川 上 流 土 地 改 良 区 事 務 所 秩 父 鉄 道 株 式 会 社 朝 日 自 動 車 株 式 会 社 加 須 営 業 所 行 田 市 医 師 会 埼 玉 県 ト ラ ッ ク 協 会 行 田 支 部 埼 玉 県 L P ガ ス 協 会 行 田 支 部	所 運 転 課 所 所 理 支 部 支 部	長 長 長 事 長 部 長 部
<u>8号委員</u>	学 識 経 験 者	行 田 市 議 会 行 田 市 消 防 団 行 田 市 自 治 会 連 合 会 防 災 部 会 行 田 市 民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 連 合 会 行 田 市 男 女 共 同 参 画 推 進 審 議 会	議 副 団 副 会 委 副 団 副 会 委	長 長 長 長 長 員

様式編

頁

様式-32

改正案

4－9 罹災証明書

証 書 号

罹災証明書（居住者用）

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	生 年 月 日	続柄
罹 災 原 因			
被災住家※の所在地			
住家※の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）		
備 考			

※ 住家とは、現に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

+

住家以外の被害

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

行田市長

現行

4－9 罹災証明書

証 書 号

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	生年月日	続柄
罹災原因	年 月 日 による		
被災住家※の所在地			
住家の被害※の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）		
備考			

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

行田市長

印